令和８年度

水質検査計画

はじめに

この水質検査計画は、お客様にお届けしている水道水が水質基準に適合し、安全で良質であることを保証するため、丹波市が実施する水質検査の採水地点や検査項目及び頻度等について、水道法第 20 条及び同施行規則第 15 条に基づき策定し、公表するものです。

丹波市上下水道部

目 次

1　基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2　水道事業の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3　原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の留意点 ・・・・・・・・・・・ 2
4　水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由 ・・・・・・・ 4
5　水質検査方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
6　臨時の水質検査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
7　水質検査計画及び検査結果の公表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
8　水質検査結果の評価　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
9　水質検査の精度と信頼性保証 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
10　関係者との連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

表１　水質基準に係る検査頻度等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
表２　水質検査採水場所及び項目 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
表３　採水地点一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
図１　原水・浄水採水地点位置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
図２　毎日検査採水地点位置図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

別紙１　水質異常時の対応について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

1　基本方針

水道事業において最も重要なことは、安全で良質な水道水を安定供給することです。

お客様へお届けする水道水が環境省令に定められた水質基準に適合していることの検査及びお客様への適切な情報提供を目的に水質検査計画を策定し、計画的に水質検査を実施します。

（1）検査（採水）地点

水道法の水質基準が適用される水道水の浄水の検査については、各配水系統に採水地点を設定し、原則として給水栓水（蛇口から出る水道水）を採水します。また、原水の検査については、各水源地等を採水地点とします。

（2）検査項目

水道法で検査が義務付けられている「毎日検査項目」と、定期検査としての「毎月検査項目」及び、令和８年度から新たに水質基準に追加された『ペルフルオロ(オクタン－1－スルホン酸)(別名ＰＦＯＳ)及びペルフルオロオクタン酸(別名ＰＦＯＡ)』を含む「全項目検査 52 項目」のほか、水質管理上留意すべき項目「水質管理目標設定項目」などとします。

（3）検査頻度（表１参照）

浄水については、水道法の規定に基づき、項目ごとに定められる回数（毎日１回、毎月１回又は３ヶ月に１回）以上の検査を行います。

ただし、過去の検査結果によって検査頻度の省略が可能である場合は、過去の結果を考慮し、適正な頻度で検査を行います。また、原水については、水質状況に変化がなく安全であることを確認するため、各水源地等において年１回以上検査を行います。

2　水道事業の概要

給水状況　（令和６年度決算資料）

区　分	内　容
給水区域	丹波市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第３条第２項に規定された区域
計画給水人口	65,920 人
給水人口	59,411 人
給水戸数	26,383 戸
普及率	99.5%
年間総配水量	8,922,941 ㎥
１日最大配水量	26,568 ㎥
１日平均配水量	24,446 ㎥

3　原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の留意点

本市が供給する水道の原水（水源）は、地下水（34 箇所）、渓流水（３箇所）及び湖沼水（１箇所）の３種類から構成されています。

水質管理についてはそれぞれいくつか留意点があります。

水質管理の留意事項

原水汚染の要因	水質管理上注目しなければならない項目
【渓流水・湖沼水】	
降雨等による濁水の発生 渇水による水質悪化 藻類発生による臭気障害、ｐＨ上昇 病原性微生物による感染症 油類流出事故などによる突発汚染の発生	濁度、色度 ジェオスミン、ｐＨ クリプトスポリジウム
【地下水】	
地質由来の無機物、遊離炭酸 地下水源の状況変化による硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の増加	マンガン・鉄、遊離炭酸 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

渓流水及び湖沼水については夏場に、藻類の発生が予想されることから、臭気などの発生を考慮し、臭気物質（ジェオスミン、２－メチルイソボルネオール）２項目について毎月検査します。また、検出実績はないものの農薬の影響を受ける可能性（ゴルフ場等）がある水源を対象に農薬類検査（水質管理目標設定項目15）を行います。

耐塩素性病原体であるクリプトスポリジウムは、糞便による水源汚染の有無を確認するため、クリプト指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査を適正な頻度で実施します。

一部の地下水では、地質由来の無機物（マンガン・鉄）が多く含まれるため、定期的に検査し、水質の変化に十分注意します。

令和８年度から『ペルフルオロ(オクタン－1－スルホン酸)(別名ＰＦＯＳ)及びペルフルオロオクタン酸(別名ＰＦＯＡ)』が水質管理目標設定項目から水質基準項目へと引き上げられました。丹波市での当該項目検出状況は直近３年間すべて定量下限値(測定できる最も小さい値)以下であり、３年に１回まで検査の省略ができますが、安全であることを確認するため１年に１回の頻度で原水・浄水どちらも検査を行います。

これら水源の環境要因、汚染要因を踏まえて、原水の水質状況に応じて適切な浄水処理を行い、全ての水質基準を満たした安全で良質な水をお届けします。

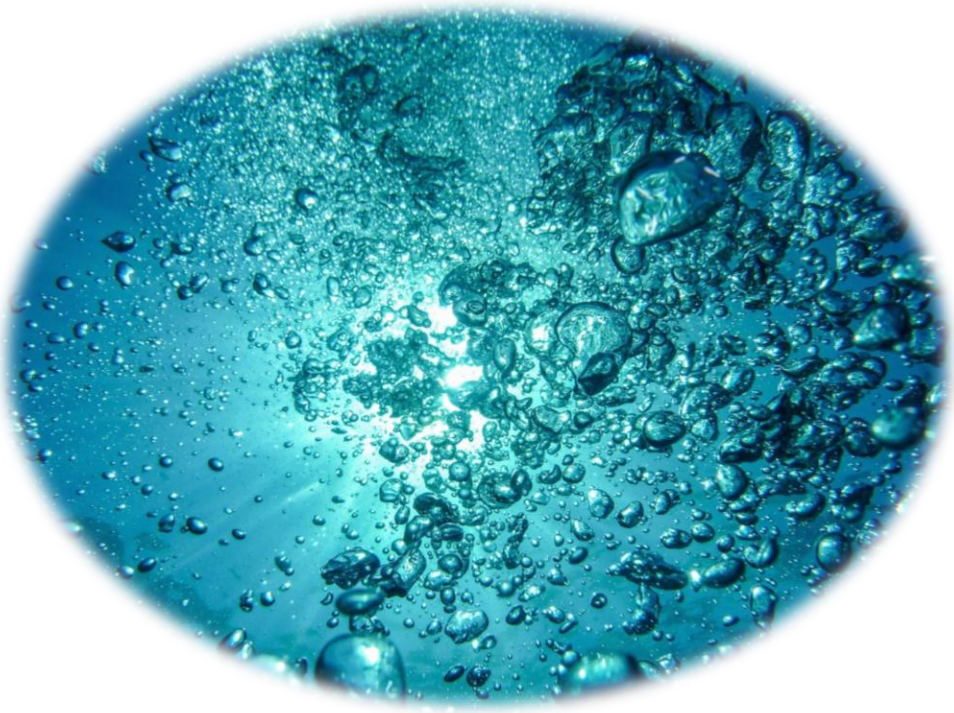

4　水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由

（1）水質検査項目と検査頻度（表２参照）

浄水
毎日検査 水道法施行規則第 15 条第１項に基づき、色､濁り及び消毒の残留効果（残留塩素）の３項目の検査は１日１回給水栓水で行います。
月１回検査 水質基準に関する省令の規定に基づく 52 項目のうち、省略することができない一般細菌など９項目(項目№１、２、39、47～52)の検査は月１回給水栓水で行います。
３ヶ月検査 水道法施行規則第 15 条第３項に基づき、省略することのできないシアン化物イオン、臭素酸、ホルムアルデヒド、消毒副生成物や過去の検査結果から省略することのできない項目については年４回（概ね３ヶ月に１回）検査を行います。また、過去の水質検査結果や地域特性を考慮して、特に注意が必要と思われる項目については、年４回の検査に該当しない月であっても毎月（月１回）検査を行う等、水質監視の強化を図ります。
臭気物質２項目（ジェオスミン、２-メチルイソボルネオール） 異臭味発生の恐れのある時期（６,７,８,９月）に検査を行います。
水質管理目標設定項目 より詳細に水質状況を把握するため、水質管理目標設定項目 18 項目（水質基準項目と重複分及び農薬類を除く）についても年１回検査を行います。
省略できる項目 過去の検査結果から、その濃度が基準値の 1/10 以下の場合には３年に１回、1/5 以下の場合には年１回にまで省略できる項目がありますが、安全な水であることを確認するため最も水質が悪化する夏場に、水質基準 52 項目全てを年１回検査します。

原水
水質基準の適用を受けない原水については、消毒副生成物 11 項目（№22～№32）と味（№49）を除く 40 項目と水源に応じた項目（工程管理項目）について最も水質が悪化する時期に年 1 回検査します。

（2）採水地点（表 3-1、3-2、3-3 参照）

水質基準が適用される給水栓水については、配水系統ごとに採水地点を考慮し、市内 27 箇所を設定します。なお、配水区域が広範囲となる配水系統については、水質の変化を詳細に把握するため、複数の採水地点を設けており、できるだけ最遠地点（水道用水の到達時間が長い給水地点）を選定しています。

毎日検査についても、配水系統ごとに採水地点（末端給水栓）を考慮して市内 28 箇所を設定します。

浄水処理前の原水（渓流水、地下水、湖沼水）については、各水源地等（市内 38 箇所）にて採水を行います。

5　水質検査の方法

毎日検査以外の水質検査（月 1 回検査、水質基準 52 項目（原水・浄水）の検査、追加項目（臭気物質等）検査、水質管理目標設定項目検査、工程管理項目検査等）は、水道法第 20 条により国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた外部検査機関へ委託して行います。

6　臨時の水質検査

臨時の水質検査は、次のような場合に行います。

・降雨等で濁度が著しく上昇したとき

・水源に異常があり、水質が著しく悪化するおそれがあるとき

・水源付近、給水区域及びその周辺などにおいて消化器系感染症が流行しているとき

・浄水処理過程、配水過程に異常があるとき

・定期検査により水質の異常が判明したとき

・配水管の大規模な工事や水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
・水道法第 13 条に定める給水開始前検査を実施するとき
・その他特に必要があると認められるとき

検査項目は基本的に全項目としますが、状況に応じて項目を決定します。

水質検査結果が基準値等を超過した場合または過去の値と著しく異なる場合は、水道水の安全性が確認されるまで水質検査を行います。（別紙 1 参照）

7　水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎事業年度の開始前に作成し、丹波市ホームページ等で公表します。この水質検査計画に基づいて行った水質検査結果についても、丹波市ホームページ等で公表します。なお、水質検査計画については、毎年度見直しを行い、ご意見や関係法令等の改正があれば、その都度見直しを行います。

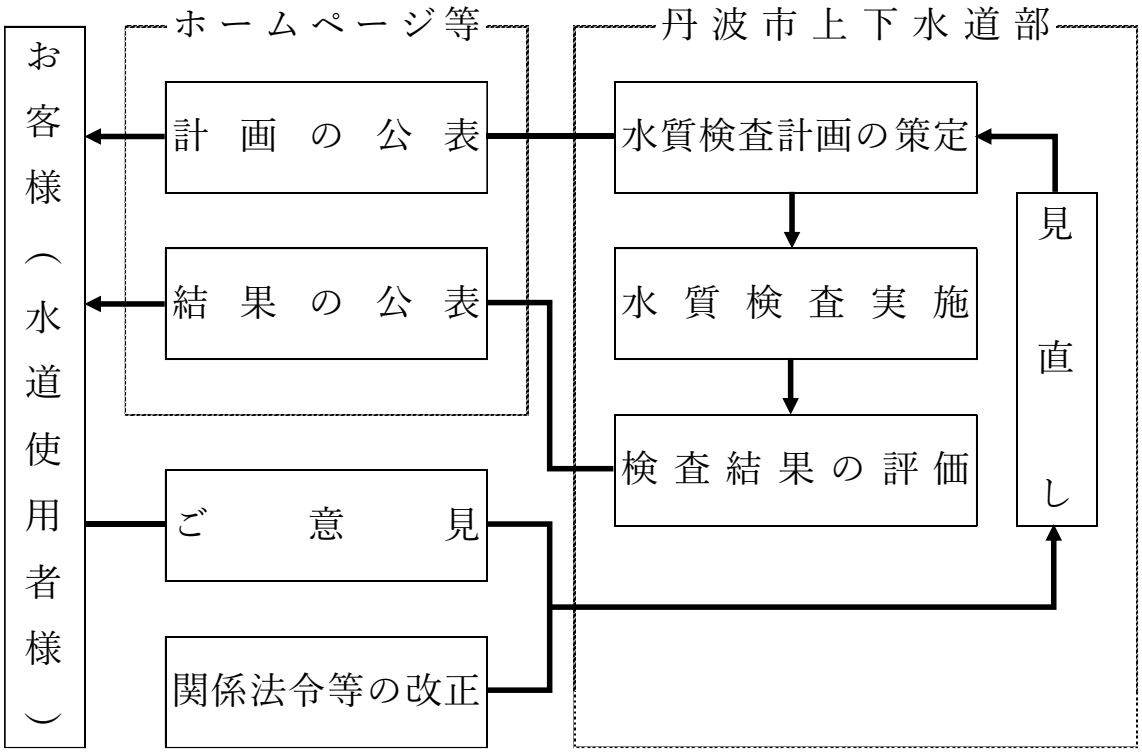

8　水質検査結果の評価

水質検査結果を基準値等と比較し、法令に適合した水質であることを確認します。

水質基準に適合しないまたは過去の値と著しく異なる場合は、直ちに原因究明及び水質改善の措置を行い、安全な水道水を供給します。

9　水質検査の精度と信頼性保証

水質検査の結果は水道水の安全性を保証するもので、その測定値は正確かつ高い精度が求められます。そのため、検査を委託している登録検査機関に対して、内部精度管理と外部精度管理を実施させ、その報告を求めることで、信頼性の確保と保証の確認を行います。

10　関係者との連携

水質汚染事故が発生した場合には、国や県などの関係機関、近隣市町及び水質検査業務受託者と連携して、迅速に対策を講じ、常に安全で良質な水道水を確保します。

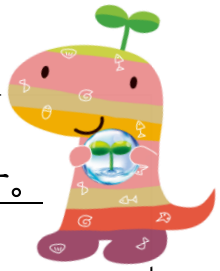

この水質検査計画について、お客様のご意見をお寄せください。
お客様からのご意見は、今後の水質検査計画策定の参考とさせていただきます。

【お問合せ先】
〒669-4192 丹波市春日町黒井 811 番地
丹波市上下水道部水道課施設係
ＴＥＬ 0795(88)5104（直通）　　ＦＡＸ 0795(74)3866（直通）

掲載先：丹波市 HP＞各課のご案内＞上下水道部＞組織、計画など＞令和 8 年度水質検査計画

表１　水質基準に関わる検査頻度

番号	項目名	基準値	検査回数				
			原水	浄水			
			年１回	毎日	毎月	３ヶ月	年１回
1	一般細菌	１００/ｍｌ以下	○		○	○	○
2	大腸菌	検出されないこと	○		○	○	○
3	カドミウム及びその化合物	０．００３ｍｇ／Ｌ以下	○			◎	○
4	水銀及びその化合物	０．０００５ｍｇ／Ｌ以下	○			◎	○
5	セレン及びその化合物	０．０１ｍｇ／Ｌ以下	○			◎	○
6	鉛及びその化合物	０．０１ｍｇ／Ｌ以下	○			◎	○
7	ヒ素及びその化合物	０．０１ｍｇ／Ｌ以下	○			◎	○
8	六価クロム化合物	０．０２ｍｇ／Ｌ以下	○			◎	○
9	亜硝酸態窒素	０．０４ｍｇ／Ｌ以下	○			◎	○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	０．０１ｍｇ／Ｌ以下	○			○	○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	１０ｍｇ／Ｌ以下	○			◎	○
12	フッ素及びその化合物	０．８ｍｇ／Ｌ以下	○			◎	○
13	ホウ素及びその化合物	１．０ｍｇ／Ｌ以下	○			◎	○
14	四塩化炭素	０．００２ｍｇ／Ｌ以下	○			◎	○
15	１，４－ジオキサン	０．０５ｍｇ／Ｌ以下	○			◎	○
16	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	０．０４ｍｇ／Ｌ以下	○			◎	○
17	ジクロロメタン	０．０２ｍｇ／Ｌ以下	○			◎	○
18	テトラクロロエチレン	０．０１ｍｇ／Ｌ以下	○			◎	○
19	トリクロロエチレン	０．０１ｍｇ／Ｌ以下	○			◎	○
20	ペルフルオロ(オクタン－1－スルホン酸)(別名ＰＦＯＳ)及びペルフルオロオクタン酸(別名ＰＦＯＡ)	０．０００００５ｍｇ／Ｌ以下	○			◎	○
21	ベンゼン	０．０１ｍｇ／Ｌ以下	○			◎	○
22	塩素酸	０．６ｍｇ／Ｌ以下	原水では検査なし　消毒によって生成されるため			○	○
23	クロロ酢酸	０．０２ｍｇ／Ｌ以下				○	○
24	クロロホルム	０．０６ｍｇ／Ｌ以下				○	○
25	ジクロロ酢酸	０．０３ｍｇ／Ｌ以下				○	○
26	ジブロモクロロメタン	０．１ｍｇ／Ｌ以下				○	○
27	臭素酸	０．０１ｍｇ／Ｌ以下				○	○
28	総トリハロメタン	０．１ｍｇ／Ｌ以下				○	○
29	トリクロロ酢酸	０．０３ｍｇ／Ｌ以下				○	○
30	ブロモジクロロメタン	０．０３ｍｇ／Ｌ以下				○	○
31	ブロモホルム	０．０９ｍｇ／Ｌ以下				○	○
32	ホルムアルデヒド	０．０８ｍｇ／Ｌ以下				○	○
33	亜鉛及びその化合物	１．０ｍｇ／Ｌ以下	○			◎	○
34	アルミニウム及びその化合物	０．２ｍｇ／Ｌ以下	○			◎	○
35	鉄及びその化合物	０．３ｍｇ／Ｌ以下	○			◎	○
36	銅及びその化合物	１．０ｍｇ／Ｌ以下	○			◎	○
37	ナトリウム及びその化合物	２００ｍｇ／Ｌ以下	○			◎	○
38	マンガン及びその化合物	０．０５ｍｇ／Ｌ以下	○			◎	○
39	塩化物イオン	２００ｍｇ／Ｌ以下	○		○	○	○
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	３００ｍｇ／Ｌ以下	○			◎	○
41	蒸発残留物	５００ｍｇ／Ｌ以下	○			◎	○
42	陰イオン界面活性剤	０．２ｍｇ／Ｌ以下	○			◎	○
43	ジェオスミン	０．００００１ｍｇ／Ｌ以下	○			●	○
44	２－メチルイソボルネオール	０．００００１ｍｇ／Ｌ以下	○			●	○
45	非イオン界面活性剤	０．０２ｍｇ／Ｌ以下	○			◎	○
46	フェノール類	０．００５ｍｇ／Ｌ以下	○			◎	○
47	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	３ｍｇ／Ｌ以下	○		○	○	○
48	ＰＨ値	５．８以上８．６以下	○		○	○	○
49	味	異常でないこと			○	○	○
50	臭気	異常でないこと	○		○	○	○
51	色度	５度以下	○	○	○	○	○
52	濁度	２度以下	○	○	○	○	○
	消毒の残留効果（残留塩素濃度）	1日１回以上		○			

● 水源でカビ臭が発生するおそれのある期間に行います。（６月頃～９月頃）

◎ 検査頻度の変更可能項目(過去の検査結果から検査頻度を最高3年に1回まで省略できます)

表２　採水地点及び検査項目

浄水採水地点 27箇所				検査項目	
地点番号	事業名	浄水場系統	採水場所		臭気検査
1	中央上水道	母坪浄水場系	柏原町柏原　認定こども園ミライズにじ	月例検査	6～9月
				３ヶ月検査	
				浄水基準52項目検査（管理目標設定項目含）　1回/年	
				浄水基準52項目検査＋兵庫県水道水質管理計画に基づく検査項目　1回/年	
				鉛及びその化合物　3回/年	
2			柏原町下小倉 子育てセンター	月例検査	-
3		氷上中央浄水場	氷上町稲継 稲継公民館	月例検査	-
4			氷上町清住 清住公民館	月例検査	6～9月
				３ヶ月検査	
				浄水基準52項目検査（管理目標設定項目含）　1回/年	
5		桟敷浄水場系	氷上町氷上 交流センター	月例検査	6～9月
				３ヶ月検査	
				浄水基準52項目検査（管理目標設定項目含）　1回/年	
6		氷上南浄水場系	氷上町朝阪 朝阪公民館	月例検査	-
7			春日町古河 古河公民館	月例検査	6～9月
				３ヶ月検査	
				浄水基準52項目検査（管理目標設定項目含）　1回/年	
8		市原浄水場系	青垣町大椅 大椅集会所	月例検査	6～9月
				３ヶ月検査	
				浄水基準52項目検査（管理目標設定項目含）　1回/年	
9		西芦田浄水場系	青垣町東芦田 芦谷公民館	月例検査	6～9月
				３ヶ月検査	
				浄水基準52項目検査（管理目標設定項目含）　1回/年	
10			氷上町沼 沼公民館	月例検査	-
11		大嶋浄水場系	春日町野上野 山東出張所	月例検査	-
12			春日町柚津 柚津公民館	月例検査	6～9月
				３ヶ月検査	
				浄水基準52項目検査（管理目標設定項目含）　1回/年	
13		東中浄水場系	春日町国領 国領ふるさと館	月例検査	6～9月
				３ヶ月検査	
				浄水基準52項目検査（管理目標設定項目含）　1回/年	
14		上三井庄浄水場系	春日町下三井庄 総合運動公園	月例検査	-
15			春日町野瀬 野瀬集落センター	月例検査	毎月
				３ヶ月検査	
				浄水基準52項目検査（管理目標設定項目含）　1回/年	
				アルミニウム及びその化合物　3回/年	
16		多利浄水場系	春日町小多利 小多利公民館	月例検査	6～9月
				３ヶ月検査	
				浄水基準52項目検査（管理目標設定項目含）　1回/年	
17		歌道谷浄水場系	春日町歌道谷 歌道谷公民館	月例検査	6～9月
				３ヶ月検査	
				浄水基準52項目検査（管理目標設定項目含）　1回/年	
18	山南上水道	山南浄水場系	山南町谷川11区 谷川11区地内	月例検査	-
19			山南町阿草 阿草地内	月例検査	6～9月
				３ヶ月検査	
				浄水基準52項目検査（管理目標設定項目含）　1回/年	
20			山南町岩屋 石龕寺ポンプ所	月例検査	-
21		和田浄水場系	山南町坂尻 農産物集出荷施設	月例検査	6～9月
				３ヶ月検査	
				浄水基準52項目検査（管理目標設定項目含）　1回/年	
				アルミニウム及びその化合物　3回/年	
22	市島上水道	友政浄水場系	市島町下竹田 樽井公民館	月例検査	毎月
				３ヶ月検査	
				浄水基準52項目検査（管理目標設定項目含）　1回/年	
23		新友政浄水場系	市島町徳尾 大杉公民館	月例検査	6～9月
				３ヶ月検査	
				浄水基準52項目検査（管理目標設定項目含）　1回/年	
24		上垣浄水場系	市島町市島 市島公民館	月例検査	-
25			市島町白毫寺 白毫寺公民館	月例検査	6～9月
				３ヶ月検査	
				浄水基準52項目検査（管理目標設定項目含）　1回/年	
26			市島町北奥 後地公民館	月例検査	-
27		戸平浄水場系	市島町戸平 戸平公民館	月例検査	6～9月
				３ヶ月検査	
				浄水基準52項目検査（管理目標設定項目含）　1回/年	

原水採水地点 38箇所					検査項目
地点番号	事業名	浄水場系統	採水場所	種類	
1	中央上水道	母坪浄水場系	母坪第１水源	地下水	原水基準40項目＋４項目　1回/年
2			母坪第３水源	地下水	原水基準40項目＋４項目　2回/年
					管理目標設定項目　1回/年
3			母坪第４水源	地下水	原水基準40項目＋４項目　1回/年
4		氷上中央浄水場系	第１水源　本井（成松）	地下水	原水基準40項目＋４項目　1回/年
5			第１水源　補助（成松）	地下水	原水基準40項目＋４項目　1回/年
6			第２水源（本郷）	地下水	原水基準40項目＋４項目　1回/年
7			第３水源（本郷）	地下水	原水基準40項目＋４項目　1回/年
8		氷上南浄水場系	第４水源　第１井戸（谷村）	地下水	原水基準40項目＋４項目　1回/年
9			第４水源　第２井戸（谷村）	地下水	原水基準40項目＋４項目　1回/年
					管理目標設定項目「15」農薬類　2回/年
10			谷村水源	地下水	原水基準40項目＋４項目　1回/年
11			第５水源（稲畑）	地下水	原水基準40項目＋４項目　1回/年
12		桟敷浄水場系	桟敷浄水場	地下水	原水基準40項目＋４項目　1回/年
13		西芦田浄水場系	西芦田浄水場	地下水	原水基準40項目＋４項目　1回/年
14			東芦田水源	地下水	原水基準40項目＋４項目　1回/年
15		市原浄水場系	市原浄水場	地下水	原水基準40項目＋４項目　1回/年
16		大嶋浄水場系	大嶋水源深井戸	地下水	原水基準40項目＋４項目　1回/年
17			大嶋水源浅井戸	地下水	原水基準40項目＋４項目　1回/年
18			皿井水源	地下水	原水基準40項目＋４項目　1回/年
19			広田水源	地下水	原水基準40項目＋４項目　1回/年
20		歌道谷浄水場系	歌道谷浄水場	地下水	原水基準40項目＋４項目　1回/年
21		上三井庄浄水場系	上三井庄浄水場	湖沼水	原水基準40項目＋８項目　2回/年
22		多利浄水場系	多利浄水場	渓流水	原水基準40項目＋５項目　1回/年
23		東中浄水場系	東中浄水場	渓流水	原水基準40項目＋５項目　1回/年
24	山南上水道	山南浄水場系	谷川水源	地下水	原水基準40項目＋４項目　1回/年
25			小川第１水源	地下水	原水基準40項目＋４項目　1回/年
26			小川第２水源	地下水	原水基準40項目＋４項目　1回/年
27		和田浄水場系	和田第1水源	地下水	原水基準40項目＋４項目　1回/年
28			和田浄水場（第２水源）	地下水	原水基準40項目＋４項目　1回/年
29	市島上水道	友政浄水場系	友政浄水場	地下水	原水基準40項目＋４項目　1回/年
30		新友政浄水場系	新友政第２水源	地下水	原水基準40項目＋４項目　1回/年
31			新友政第３水源	地下水	原水基準40項目＋４項目　1回/年
32			新友政第４水源	地下水	原水基準40項目＋４項目　1回/年
33		上垣浄水場系	上垣第１水源	地下水	原水基準40項目＋４項目　1回/年
34			上垣第２水源	地下水	原水基準40項目＋４項目　1回/年
35			上垣第３水源	地下水	原水基準40項目＋４項目　1回/年
36			上垣第４水源	地下水	原水基準40項目＋４項目　1回/年
37			上垣第５水源	地下水	原水基準40項目＋４項目　1回/年
38		戸平浄水場系	戸平浄水場	渓流水	原水基準40項目＋５項目　1回/年

地下水 追加４項目・・・ アンモニア態窒素・侵食性遊離炭酸・クリプト指標菌検査・クリプト検査
渓流水 追加５項目・・・ アンモニア態窒素・BOD・ＳＳ・クリプト指標菌検査・クリプト検査
湖沼水 追加８項目・・・ アンモニア態窒素・BOD・ＳＳ・COD・全窒素・全りん
・クリプト指標菌検査・クリプト検査

３ヶ月検査項目（丹波市内統一17項目）	
番号	項目
7	ヒ素及びその化合物
10	シアン化物イオン及び塩化シアン
22	塩素酸
23	クロロ酢酸
24	クロロホルム
25	ジクロロ酢酸
26	ジブロモクロロメタン
27	臭素酸
28	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロロホルムのそれぞれの濃度の総和）
29	トリクロロ酢酸
30	ブロモジクロロメタン
31	ブロモホルム
32	ホルムアルデヒド
35	鉄及びその化合物
38	マンガン及びその化合物
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）
41	蒸発残留物

兵庫県水道水質管理計画に基づく検査項目	
番号	項目
10	亜塩素酸
13	ジクロロアセトニトル
14	抱水クロラール
16	残留塩素
28	従属栄養細菌

水質管理目標設定項目　（基準52項目と重複分を除く）	
番号	項目
1	アンチモン及びその化合物
2	ウラン及びその化合物
3	ニッケル及びその化合物
5	1、2-ジクロロエタン
8	トルエン
9	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）
10	亜塩素酸
12	二酸化塩素
13	ジクロロアセトニトル
14	抱水クロラール
19	遊離炭酸
20	1，1，1-トリクロロエタン
21	メチル-t-ブチルエーテル（ＭＴＢＥ）
22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）
23	臭気強度（ＴＯＮ）
27	腐食性（ランゲリア指数）
28	従属栄養細菌
29	1，1-ジクロロエチレン

表３　採水地点一覧

原水	採水地点	浄水	採水地点
中央上水道［母坪第1水源］	1	柏原町柏原　認定こども園ミライズにじ　※	1
中央上水道［母坪第3水源］	2	柏原町下小倉　子育てセンター	2
中央上水道［母坪第4水源］	3	氷上町稲継　稲継公民館	3
中央上水道［第1水源　本井（成松）］	4	氷上町清住　清住公民館　※	4
中央上水道［第1水源　補助（成松）］	5	氷上町氷上　交流センター　※	5
中央上水道［第2水源（本郷）］	6	氷上町朝阪　朝阪公民館	6
中央上水道［第3水源（本郷）］	7	春日町古河　古河公民館　※	7
中央上水道［第4水源　第1井戸（谷村）］	8	青垣町大稗　大稗集会所　※	8
中央上水道［第4水源　第2井戸（谷村）］	9	青垣町東芦田　芦谷公民館　※	9
中央上水道［谷村水源］	10	氷上町沼　沼公民館	10
中央上水道［第5水源（稲畑）］	11	春日町野上野　山東出張所	11
中央上水道［桟敷浄水場］	12	春日町柚津　柚津公民館　※	12
中央上水道［西芦田浄水場］	13	春日町国領　国領ふるさと館　※	13
中央上水道［東芦田水源］	14	春日町下三井庄　総合運動公園	14
中央上水道［市原浄水場］	15	春日町野瀬　野瀬集落センター　※	15
中央上水道［大嶋水源深井戸］	16	春日町小多利　小多利公民館　※	16
中央上水道［大嶋水源浅井戸］	17	春日町歌道谷　歌道谷公民館　※	17
中央上水道［皿井水源］	18	山南町谷川11区地内	18
中央上水道［広田水源］	19	山南町阿草地内　※	19
中央上水道［歌道谷浄水場］	20	山南町岩屋　石龕寺ポンプ所	20
中央上水道［上三井庄浄水場］	21	山南町坂尻　農産物集出荷施設　※	21
中央上水道［多利浄水場］	22	市島町下竹田　樽井公民館　※	22
中央上水道［東中浄水場］	23	市島町徳尾　大杉公民館　※	23
山南上水道［谷川水源］	24	市島町市島　市島公民館	24
山南上水道［小川第1水源］	25	市島町白毫寺　白毫寺公民館　※	25
山南上水道［小川第2水源］	26	市島町北奥　後地公民館	26
山南上水道［和田第1水源］	27	市島町戸平　戸平公民館　※	27
山南上水道［和田浄水場（第2水源）］	28		
市島上水道［友政浄水場］	29		
市島上水道［新友政第2水源］	30		
市島上水道［新友政第3水源］	31	※は水質基準3ヶ月／回項目、全項目採水箇所	
市島上水道［新友政第4水源］	32		
市島上水道［上垣第1水源］	33		
市島上水道［上垣第2水源］	34		
市島上水道［上垣第3水源］	35		
市島上水道［上垣第4水源］	36		
市島上水道［上垣第5水源］	37		
市島上水道［戸平浄水場］	38		

図１　原水・浄水採水地点位置図

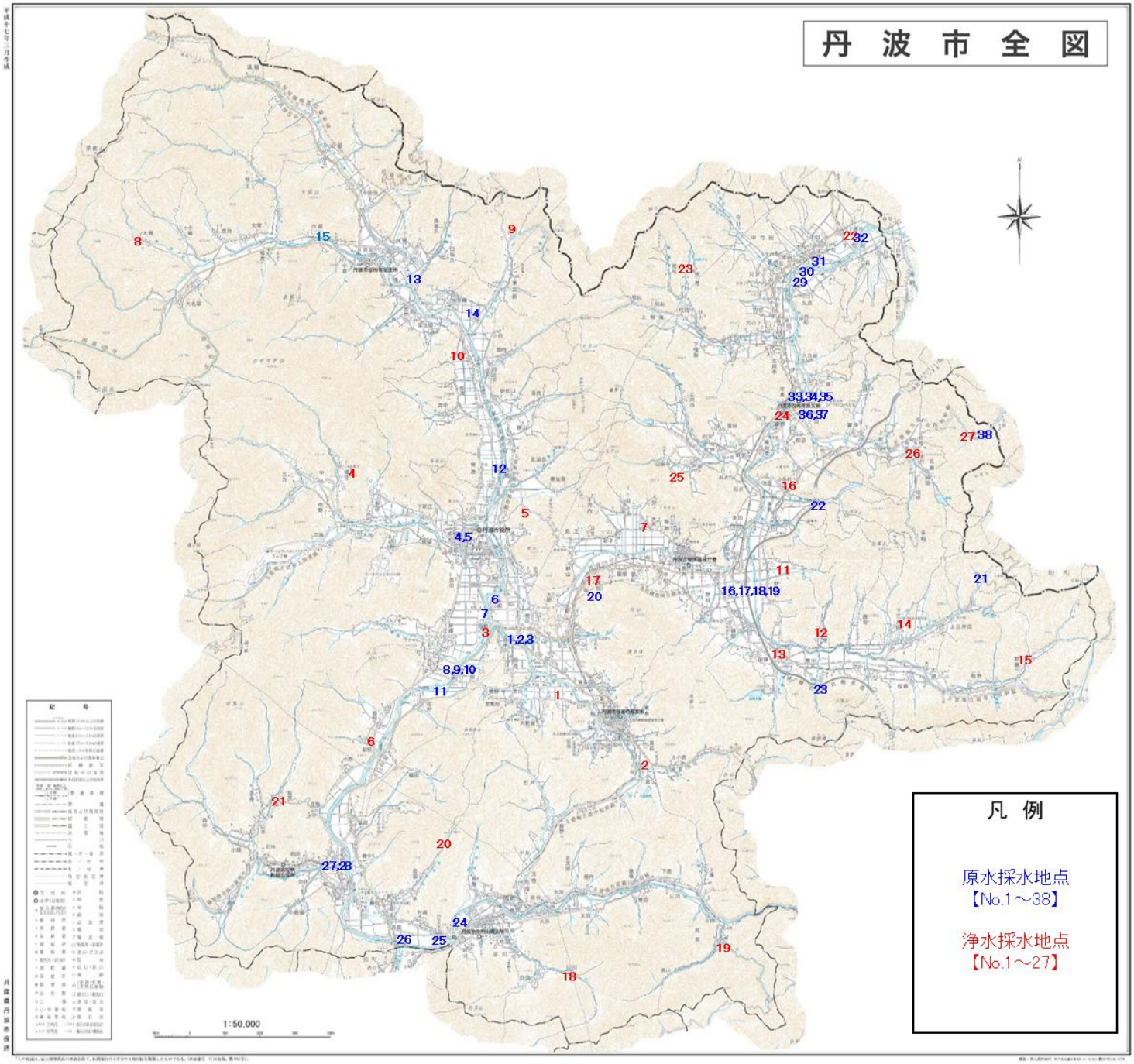

図２　毎日検査採水地点位置図

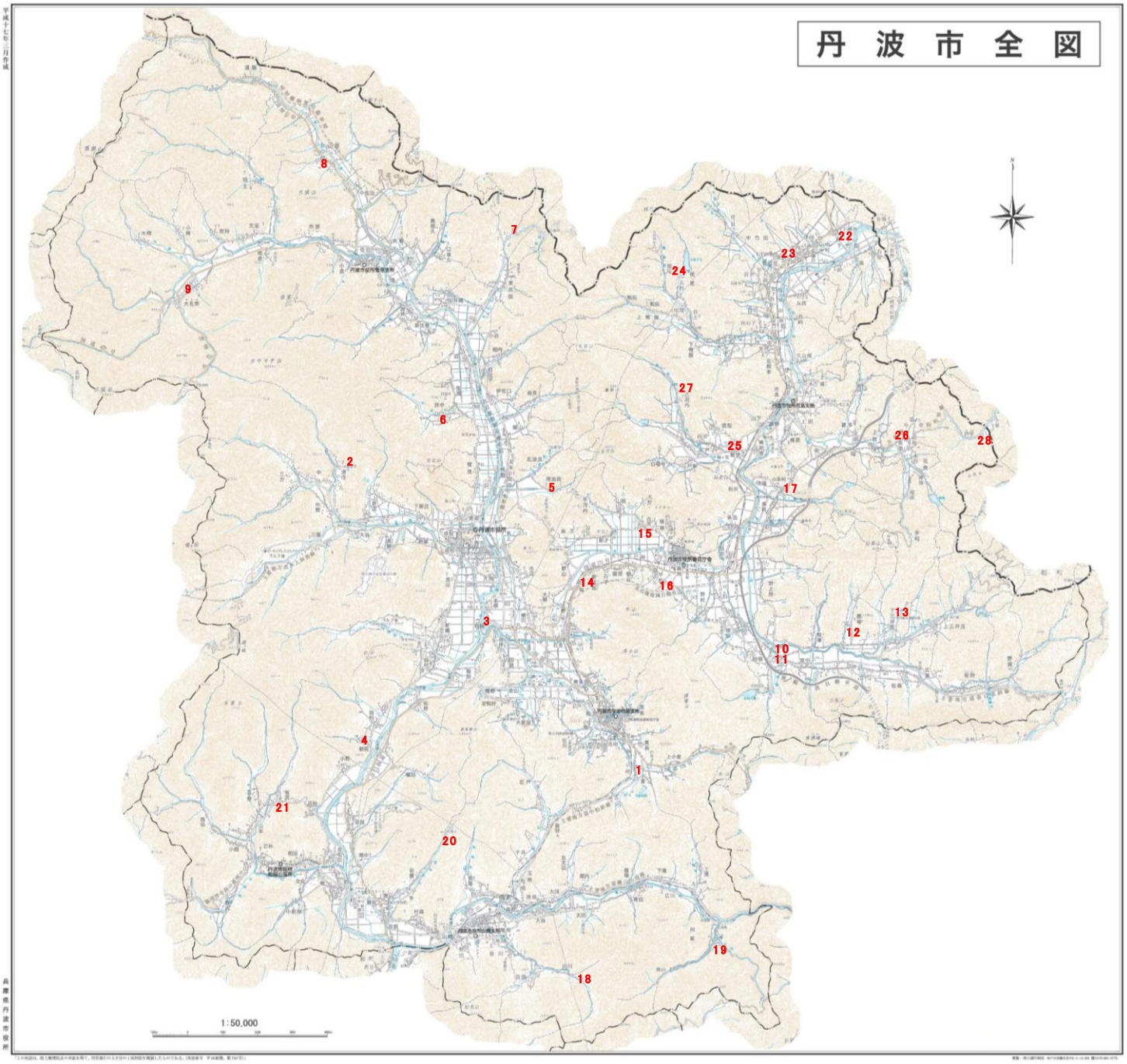

毎日検査実施箇所

1 子育て学習センター（母坪浄水場）	15 古河公民館（氷上南浄水場）
2 清住公民館（氷上中央浄水場）	16 平松消防詰所（氷上南浄水場）
3 稲継公民館（氷上中央浄水場）	17 小多利公民館（多利浄水場）
4 朝阪公民館（氷上南浄水場）	18 谷川11区地内（山南浄水場）
5 南油良公民館（桟敷浄水場）	19 阿草地内（山南浄水場）
6 井中公民館（西芦田浄水場）	20 岩屋石龕寺駐車場（山南浄水場）
7 芦谷公民館（西芦田浄水場）	21 坂尻農産物集出荷施設（和田浄水場）
8 下地公民館（市原浄水場）	22 樽井公民館（友政浄水場）
9 大名草消防詰所（市原浄水場）	23 水西公民館（新友政浄水場）
10 国領消防詰所（大嶋浄水場）	24 大杉公民館（新友政浄水場）
11 国領ふるさと館（東中浄水場）	25 勅使公民館（上垣浄水場）
12 鹿場公民館（上三井庄浄水場）	26 後地公民館（上垣浄水場）
13 春日総合運動公園（上三井庄浄水場）	27 乙河内公民館（上垣浄水場）
14 歌道谷公民館（歌道谷浄水場）	28 戸平公民館（戸平浄水場）

毎日検査項目

① 色
② 濁り
③ 残留塩素濃度

別紙１　水質異常時の対応について

水質異常時の対応については、以下によるものとします。

１．水質基準に関する省令の表中１の項から 32 の項までの上欄に掲げる事項

（１）基準値超過が継続することが見込まれる場合の措置

基準値超過が継続することが見込まれ、人の健康を害するおそれがある場合には、取水及び給水の緊急停止を行い、かつ、その旨を関係者に周知します。

具体的には次のような場合とします。

・水源又は取水若しくは導水の過程にある水が、浄水操作等により除去を期待するのが困難な病原生物もしくは人の健康に影響を及ぼすおそれのある物質により汚染されているか、またはその疑いがあるとき

・浄水場以降の過程にある水が、病原生物若しくは人の健康に影響を及ぼすおそれのある物質により汚染されているか、またはその疑いがあるとき

・薬品注入機の故障又は薬剤の欠如のために消毒が不可能となったとき

・上水道以外の水管等に誤接合されていることが判明したとき

水源又は取水若しくは導水の過程にある水に次のような変化があり、給水栓水が水質基準値を超えるおそれがある場合は、直ちに取水を停止して水質検査を行うとともに、必要に応じて給水を停止します。

・不明の原因によって色及び濁りに著しい変化が生じたとき

・臭気及び味に著しい変化が生じたとき

・魚が死んで多数浮上したとき

・水道の水源付近において、多量のごみや汚泥等の汚物の浮遊を発見したとき

（２）関係者への周知

水質に異常が発生したことまたはそのおそれが生じたことを、その水が供給され使用する可能性のある方々に、防災行政無線、広報車等により周知します。

（３）水源の監視

原水における水質異常を早期に把握するため、自動水質監視機器の導入等により水源の監視を強化します。また、水源の水質異常時に直ちに適切な対策が講じられるよう、平常より関係者との連絡通報体制を整備します。

２．水質基準に関する省令の表中 33 の項から 52 の項までの上欄に掲げる事項

基準値を超過し、生活利用上または施設管理上障害の生じるおそれのある場合は、直ちに原因究明を行い、必要に応じ当該項目に係る低減化対策を実施することにより、基準を満たす水質を確保します。

なお、色度、濁度のように、健康に関連する項目の水質汚染の可能性を示す項目や、銅のように過剰量の存在が健康に影響を及ぼすおそれのある項目については、健康に関連する項目に準じて適切に対応します。